

第1回 松川町農業振興会議 次第

日時：令和6年7月5日 午後7:00～

場所：松川町交流センター みらい

1. 開 会

2. 自己紹介

3. 役員選出 会長 _____ 副会長 _____

4. 挨 拶

5. 協議事項

(1) R6の事業計画について

- ① 農業従事者・農地面積・遊休農地の推移
- ② 各種補助金について（農業支援・農地整備）
- ③ 担い手育成事業について（新規就農者支援・果樹研修制度）
- ④ 各種団体支援について（認定農業者・畜産協議会・農技連
・労働力確保・若武者・人と自然にやさしい農業連絡会
・女性グループ等）
- ⑤ グリーンツーリズムについて
- ⑥ 農地の賃貸借・売買事業について
- ⑦ 地域計画（人農地プラン）の策定について

(2) 松川町農業基本計画の策定について

(3) グリーンみらい・まつかわの運営について

(4) 有機農業産地づくり支援事業について（共有）

5. 各団体からの活動及び課題・提案事項などの報告

6. 閉会

松川町農業振興会議・松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 委員名簿		
所属組織等	氏名	該当組織
松川町議会総務産業建設委員長	大蔵 洋	農業振興会議
松川町議会議員総務産業建設副委員長	塩澤 貴浩	農業振興会議
松川町農業委員会 会長 (農業振興会議 会長)	松下敏章	農業振興会議・ゆうきの里
松川町農業委員会 会長代理	北沢ひろみ	農業振興会議・ゆうきの里
松川町農業委員会	古谷 はるみ	農業振興会議・ゆうきの里
JAみなみ信州農業協同組合理事	木下 稔	農業振興会議
JAみなみ信州農業協同組合松川支所長	古瀬 聖史	農業振興会議
生産組織の代表 松川ファーマーズクラブ会長	須藤 博之	農業振興会議
生産組織の代表 人と自然にやさしい農業連絡会	米山 春彦	農業振興会議
若手農業者の代表 若武者代表	知久 航	農業振興会議
松川町認定農業者連絡会会長	松尾 正宏	農業振興会議
長野県農業経営士協会理事	宮澤 喜好	農業振興会議
長野県法人協会理事	中平 義則	農業振興会議
長野県農業士協会理事	矢沢 樹	農業振興会議
くだもの観光協会会長	代田 文明	農業振興会議
有機農業研究会	山田 正明	農業振興会議
女性農業者の代表 JA女性部長	松下 真由美	農業振興会議
女性農業者の代表 長野県農村生活マイスター	松下 文子	農業振興会議
女性農業者の代表 MATSUKAWA農業女子 スカーレット	武中 愛	農業振興会議
南信州農業農村支援センター係長	木下 倫信	農業振興会議・ゆうきの里
J A松川支所営農課 課長	坂巻 勲	農業振興会議・ゆうきの里
町建設水道課 課長	中村 昌彦	農業振興会議
町建設水道課 主査	後藤 正雄	農業振興会議

所属組織等	氏名	該当組織
町産業観光課 課長	下井 昭二	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農林係 係長	小沢 香織	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農林係 主事	羽場 侑佳	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農業振興係 係長	宮島 公香	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農業振興係 主任	原 恵	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農業振興係 主任	中村 一貴	農業振興会議・ゆうきの里
農地利用調整推進員	佐藤 光吉	農業振興会議
農地・経営相談員	下平 隆司	農業振興会議
就農相談員	佐藤 広利	農業振興会議
農業法人推進員	吉川 昭	農業振興会議・ゆうきの里
農業法人推進員	新井 利彦	農業振興会議
J A 松川支所営農課 営農支援センター	橋場 幸子	農業振興会議

令和 6 年度 松川町単独農業振興補助事業等のご案内

産業観光課

町では、下記の農業振興補助事業を行っています。ご活用ください。

【松川町気象災害に強い果樹産地づくり推進補助金】

○燃焼用資材購入・凍霜害防止資材購入の補助 問合せ：農業振興係 ☎34-7066

燃焼用資材・凍霜害防止資材の購入・備蓄、防霜ファンの移設に要する経費について、30%（限度額あり）の補助を行っています。

JA 松川支所で購入された場合は、JA を通じて申請され、補助金は翌年の3月にまとめて支払われます。JA 松川支所以外で購入される場合においては、事前にご相談ください。

燃焼用資材は、汎用性のある資材（パール缶、キッチンペーパー等）は、補助対象外です。

○防霜ファン移設費の補助（募集期間：随時） 問合せ：農業振興係 ☎34-7066

防霜ファンの移設に要する経費（防霜ファン本体価格は除く）を補助率 30% 以内（1 基あたり 3 万円を限度）で補助します。

○収入保険加入補助事業（募集期間：随時） 問合せ：農業振興係 ☎34-7066

補助対象期間は加入年から 3 年目まで、補助率 30% 以内で掛け金の一部を補助します。

○果樹共済補助事業（募集期間：随時） 問合せ：農業振興係 ☎34-7066

補助対象期間は加入年から 3 年目まで、補助率 20% 以内で補助します。

【環境にやさしい農産物土壌分析補助事業】 問合せ：農業振興係 ☎34-7066

土壌診断に要する経費を補助率 30% 以内で補助します。JA 松川支所で申込みされた場合は、JA を通じて申請され、補助金は翌年の3月にまとめて支払われます。JA 松川支所以外で申込み・実施される場合においては、みらいへご相談ください。

新【果樹産地振興対策事業】 問合せ：農業振興係 ☎34-7066

梨の苗木購入費用に対し、補助率 30% 以内で補助します（上限 10 万円）。条件として、認定農業者または新規認定農業者である必要があります。また、栽培方法は省力樹形を推進するため、新植・改植で 10 a 以上・苗木 80 本以上/10 a の場合のみとなります。まずは JA 松川支所にご相談ください。

【有害鳥獣駆除対策事業】（募集期間：随時） 問合せ：農林係 ☎36-7027

野生鳥獣による農作物等の被害に対し、被害を最小限に食い止め、農業生産を確保するため、有害鳥獣駆除対策事業実施にともなう経費を補助します。（事業費 3 万円以上が対象 補助率 50% 以内 上限 25 万円）

産業観光課 農業振興係（農村観光交流センターみらい） TEL:34-7066
農林係（役場） TEL:36-7027

新規就農に関する取り組み

1. 新規就農者確保への取り組み

① 果樹農業研修事業（地域おこし協力隊） R6 年度 6 期生 2 名採用予定

期	氏 名	前居住地	研修期間	現在居住地	経営面積
1	原田薫子 30 代 既婚	岡山	R2.1～R4.12 【就農】	大栢（購入）	11,214 m ²
	竹内彰悟 30 代 既婚	愛知		古町（借家）	18,192 m ²
2	正木幹朗 20 代 独身	愛知	R3.4～R6.1 【就農】	上町（アパート）	8,137 m ²
3	富山幹太 20 代 独身	千葉	R4.2～R7.1 【農地契約】	研修住宅	11,885 m ²
	宮澤天地 20 代 独身	神奈川		西山 （研修後購入）	11,885 m ²
4	円谷淳二 40 代 既婚	神奈川	R5.2～R8.1 【グリーン みらい管理】	移住促進住宅 城（購入）	3,443 m ²
	乾 真緒 20 代 独身	大阪		名子北部	2,620 m ²
5	栗林 諒 20 代 既婚	埼玉	R6.2～R9.1	名子原	—
	松村卓也 30 代 独身	愛知		研修住宅	—

② 就農（移住）相談件数 5 件（神奈川、宮城、愛知、栃木、県内）

③ 農業体験受入 2 組（宮城、愛知）

④ 就農相談会…7 月 6 日 長野県 JA 合同就農相談会（新宿）

⑤ 里親研修（2 年目 1 名、1 年目 1 名、希望者 1 名）

2. 新規就農者支援

① 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

継続…1 期生 2 名、2 期生 1 名 新規…3 期生 2 名

② 長野県農業担い手育成基金（親元就農支援助成） 2 名助成

③ 農地・住宅・農機具

- ・ 農地…地元農業委員、営農支援センターから情報発信
- ・ 住宅…農家住宅不足、空き家所有者との交渉が課題
- ・ 農機具…中古情報の入手困難

3. その他

① 新・みらい塾（若手・中堅農業者による実行委員会が企画・運営）

② 過去 5 年間の就農者（離農者、転居者を除く）

新規就農者数	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計	R6 年度
後継就農者	6	4	2	1	4	17	2
新規就農者	1		2	法人 1	2	6	2
独立就農者			1	2	1	4	
定年就農者	1	1	1			3	2
年 度 計	8	5	6	4	7	30	6

○松川町認定農業者連絡会

目的 認定農業者の経営の安定と向上を図るとともに、制度を啓蒙普及し、会員相互の情報交換、連携、親睦を図る。

認定農業者（令和5年7月5日現在）： 96 経営体（うち共同申請 12）

役員（令和5・6年度）

・会長 松尾 正宏 ・副会長 宮下 俊晴、北沢公彦

実施予定事業

- ・視察研修（7月18日、スマート農業に取り組む長野市と上田市の企業を視察予定）
- ・なんでも学習会（8月7日、「農業者年金と資産形成・資産運用」）
- ・農政懇談会（令和6年1～3月予定）
- ・農業委員会との意見交換会（令和6年1月予定）

○松川町畜産協議会

目的 町内の畜産振興と防疫、経営改善を図るために、会員相互の親睦と利益増進を図ることを目的とする。

畜産協議会員：3人（乳牛・豚・山羊）

役員（令和6年度）

・協議会長 宮下 彰 ・副協議会長（会計）橋場 龍司 ・監事 宮沢 喜好

実施予定事業

- ・畜魂祭、定期総会（5月実施）
- ・学習会（時期未定）

○松川町農業技術者連絡協議会（農技連）

目的 松川町における農業技術者相互の連絡強調を図り、町の農業技術推進及び地域生活の向上に努める。

構成 松川町役場、長野県南信州農業農村支援センター、みなみ信州農業協同組合松川支所、長野県農業共済組合下伊那支所関係者

実施予定事業

- ・会議（災害対策会議：4月、他随時）
- ・災害対応（随時）
- ・農業技術関係（内容・時期未定）
- ・注意喚起・広報等会議関係（随時）

○労働力確保

実施予定事業：シルバー人材センター対象講習会

- ・摘花・摘果講習会（4月22日に実施、11名の方が参加）
- ・葉摘み・玉廻し講習会（9月予定）

○若手農業者の会 若武者

目的 次代を担う若手農業者が営農意欲を持ち、また新規就農者が溶け込みやすい環境づくりを進めるとともに、会員相互の情報交換、連携、親睦を図り、会員個々の資質向上を目的とする。

実施（予定）事業

5月29日	土づくりについて講演会・新規会員園地回り
9月22日(予定)	若武者マルシェ（交流センターみらい）
10月15 or 20 or 21日	秋の販売体験（愛知県大府市）
12月21日 or 22日	冬の販売体験（静岡県牧之原市）
1月中旬	視察研修（東京方面）

その他

- ・新規就農者激励会（6月3日実施、会長から団体についての発表をいただきました）

○人と自然にやさしい農業連絡会

目的 町内のりんご（ふじ）栽培者の技術向上と意識の高揚を図り、合わせて消費者に選ばれる産地となるよう生産者同士の情報交換、交流を目的とする。松川町ブランドの維持向上。

実施予定事業

10月下旬	第18回立木検討会
11月下旬	第7回おいしいふじの品評会

○女性農業グループ支援

(1) 楽しい女性の学習会

R7.1～3月予定。実施についてはJA 営農課と要相談。

内容、初心者向け剪定講習会

(2) MATSUKAWA 農業女子 会員数 50 名。

目的 農業に深い浅いに関わらず携わる女性のネットワーク化（ゆるやかに繋がることのできるコミュニティの形成）、魅力発信、活躍できる場づくりを目的とする。

実施予定事業

開催時期未定	町内の案内地図づくり講座
1月 or 2月	ヨガ教室
1月 or 2月	ワイナリー見学

(3) まつかわ風土食を育む会

目的 松川町の農産物を利活用することで地域の振興を図るとともに、松川町に伝わる風土食を育み、発展させることを目的とする。

実施予定事業

R6/1月18、19日	ふるさと味まつり（健康&ゆうきフォーラムと合同開催）
-------------	----------------------------

(4) 農村女性ネットワークまつかわ（新星ましの+花みずき+スカーレット）

R6/3/26をもって解散。今後は各々の活動に注力していく。

グリーンツーリズムについて

① ホームステイ（農家民泊）

R5 より受入再開。今年度は市町村単位での受入ではなく、
南信州＋中川村、飯島町全体で受入を行う。

町内受入農家 登録 48 軒（内 今年度受入可能農家 6 軒）

② ワーキングホリディ

今年度 現地点でのボランティア保険加入約 176 名。

令和6年度 農地貸借・売買事業の実施計画

松川町営農支援センター

1 農地利用円滑化事業の貸借状況と移行計画

単位:㎡

地区名	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度移行計画	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
元大島	制度終了のため 値なし		制度終了のため 値なし		制度終了のため 値なし		令和6年3月末の ストック量 48件 108,238㎡ 終期の遅いもの 令和10年12月31 日まで		5	10,755
大 島									4	5,283
上片桐									2	4,957
生 田									1	5,340
計									12	26,335

2 農地中間管理事業による貸借計画

単位:㎡

地区名	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度計画	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
元大島	14	28,971	22	37,412	10	20,500	23	47,667	17	33,600
	1	5,140	2	8,942	7	17,276	2	2,207	3	8,693
大 島	7	18,671	15	35,462	13	40,842	12	42,327	16	34,300
			3	10,464	7	10,707	1	537	3	5,376
上片桐	18	33,566	24	52,456	14	37,322	26	65,265	20	42,100
			4	4,443	14	39,887			2	3,514
生 田	1	520	2	2,100	11	8,794	6	9,660	8	14,700
			1	1,839						
計	40	81,728	63	127,430	48	107,458	67	164,919	61	124,700
	1	5,140	10	25,688	28	67,870	3	2,744	8	17,583

※ 2年度以降の下段は、更新の状況である。

3 農地売買支援事業による売買計画

単位:㎡

地区名	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度計画	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
元大島	1	520	1	912	4	8,279	7	6,270	3	5,200
大 島	3	5,805	1	2,469	1	1,167	1	2,945	3	7,900
上片桐	11	18,756	6	6,442	3	9,634	5	9,708	4	6,100
生 田	1	4,163			1	1,138	4	5,806	1	1,300
計	16	29,244	8	9,823	9	20,218	17	24,729	11	20,500

実質化された地域計画（人・農地プラン）の策定について

① 地域計画策定の必要性

人と農地の問題を解決しようと、話し合いにより、独自のプランを作成するのが、人・農地プランです。令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の改正法が成立し、人・農地プランが地域計画として法定化されました。これにより、令和7年3月までに地域計画の策定を行うことが求められています。

地域計画（人・農地プラン）は、人と農地の問題を解決しようとするものです。後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の農業の展望が描けないといった状況のなか、問題を解決していくために、地域ごとでの問題の洗い出しや、課題解決の方法を考え、地域の暮らしを守っていきませんか。

今後、国の補助金を受けて事業をしようとする場合にもプラン策定が交付の条件になってきます。

② 実質化されたプラン

2018年から地区ごとのプランを作成しようと、農業委員さんを中心に話し合いにより、3つの地域で、実質化されたプランを策定されました。地域計画の策定のためには、地図の作成が必要です。

1.増野地区	耕作できない農地は地域内で検討。コミュニケーションを密にする。
2.大沢南部・北部地区	新規就農者の受入れを行い、支援する
3.部奈区	地域内で栽培された農産物のブランド化を推進する

※話し合いが行われている地域（信州大学 小林助教授にアドバイスをいただき検討中）

福与区	移住者の呼び込み・住みやすい環境を整える。
前河原地区	地域の中で意識統一をして水稻を継続していく
東浦・堤原地区	法人の立ち上げを視野に集まったが、詳細な話し合いには至っていない。
町谷・上町・中荒町	構造改善エリアを重点ゾーンとし、農地を守る取り組みを行う。
桑園・西山	交流人口を増やし、地域の活性化を目指す。

③ 地域計画策定のための工程（地区ごとの予定：別紙1）

1. 現状把握（地図を見ながら話し合い）
2. 話し合いの実施（5年後10年後の農地利用を担う経営体、将来方針を検討）
3. 意向調査・アンケートの実施（農地ごとに将来の意向を確認）
4. 目標地図・将来ビジョンの策定
5. 町の協議会で認定⇒県・国へ報告（公表）

※ プラン策定後には、将来方針に向けての活動を行います。

※ 計画した事業を遂行するために各種国庫補助等の支援があります。

役場産業観光課 36-7027
担当 農林係 小沢香織

農村観光交流センターみらい) 34-7066
農業振興係 宮島公香
原 恵
中村一貴

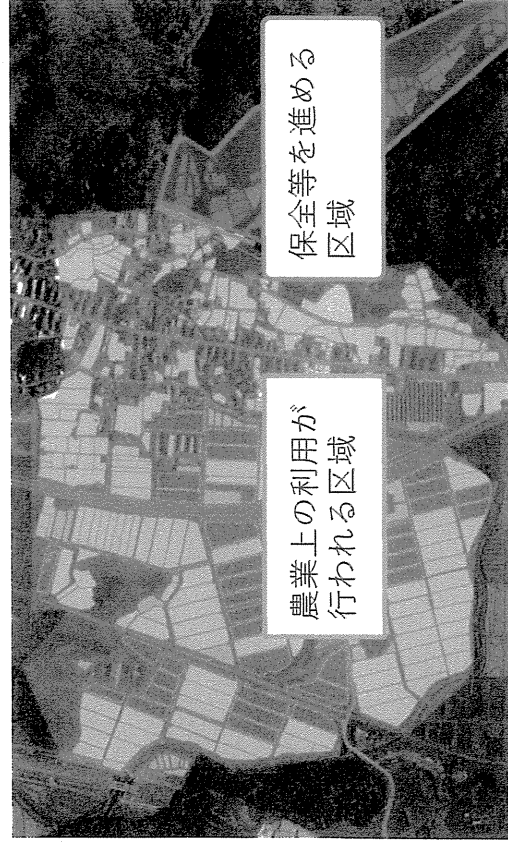
- 農地については、農業上の利用が行われることを基本として、まず、基盤法に基づき、農業上の利用が行われる農用地等の区域について、地域計画を策定
- その上で、農業生産利用に向けた様々な政策努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、農用地の保全等に関する事業を検討し、粗放的な利用等を行う農地について、必要に応じ農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定
- 両法に基づく地域の土地利用についての話し合いを一体的に行い、両法による措置を一体的に推進することにより、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保

農業者等による協議

- 協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ

茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ



「農業上の利用が行われる区域」の考え方

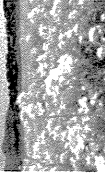
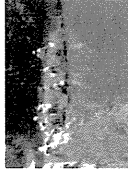
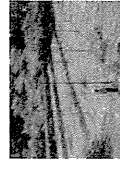
農地については、農業上の利用が行われることが基本であるとの考えの下、農業生産利用に向けた努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地^(※)について、「農業上の利用が行われる区域」の外の農地として粗放的な利用等を検討

※の具体例

- ① 農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
- ② 山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの

活性化計画（農山漁村活性化法）

農用地の保全等に関する事業

①粗放的な農業利用	②農業生産の再開が容易な土地として利用	③計画的な転換を図る土地として利用
・放牧 ・景観作物 ・エネルギー作物 	・ビオトープ ・鳥獣緩衝帯 	・計画的な林地化（早生樹等） 

松川町農業基本計画

令和 7 年度（2025）～令和 16 年度（2034）

令和 7 年 4 月

松川町・松川町農業委員会・松川町農業振興会議

松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画期間

第4節 農業の概要（農業史年表・農地農業の現状）

第2章 基本計画

第1節 将来像

第2節 3つの基本目標

第3節 体系図

第3章 計画の推進にあたって

1. 推進体制

2. 進行管理

第1章

第1節 計画策定の趣旨

松川町の農業振興、ここ10年の取り組みとしては、農業生産振興を一層促進するため、生産者と消費者双方の交流活動の拠点づくりと、総合的な農業振興施策を展開、効率的かつ安定的な農業経営と兼業・高齢化農家などが相互の営農を補完し合い、地域の特性を生かした多様で持続可能な農業の展開を図り、美しい自然環境や、伝統文化等の地域資源を活かし、都市住民等に対して農作業体験や農村文化・生活体験等を提供し都市住民との交流の促進により農業の振興と地域活性化を図ることも目的に、平成21年6月、松川町農村観光交流センターみらいの施設が建設され、営農支援センターとして、また観光案内所として開設されました。農地相談や、ホームステイやワーキングホリデー等での都市交流、くだもの狩りの案内所等として、松川町の農業振興の拠点としてスタートしました。

有害鳥獣対策としては、平成24年から28年にかけて、町内の山沿いへ延長50kmの電気柵及び侵入防止柵の設置を行い、サル、イノシシ、鹿、クマなどの有害鳥獣の侵入を防ぐ取り組みを実施しました。

平成27年には、大正4年から当町で果樹を栽培し始めてから100年の記念の年を迎えて、100周年記念事業を実施し、次の100年に向けた果樹栽培の取り組みについて各種イベントやフォーラム、記念式典が今後の果樹栽培のブランド化を加速化させる取り組みとして実施されました。フォーラムでは、6次産業化について、軽労働による栽培可能な作物や環境の変化に対応できる、栽培可能な農作物などについての検討も進められました。担い手の受け入れとして、Iターンによる新規就農者の受け入れも実施されてきました。

平成28年3月には、内閣府構造改善特別区域法により、南信州松川町りんごワインシードル特区に認定され、令和4年現在、庁内では3つの醸造所によりリンゴのお酒、シードルなどが醸造され、委託醸造などにより6次化に取り組む農家が増えています。

また、農業法人の立上げや、30年後の松川町の農業の未来などを検討し、農業従事者の高齢化や、後継者不足による対応策について検討を進めてきました。交流人口を増やすことで、農業収入の確保をし、担い手の育成をしていくことを中心に考え、平成30年3月に一般社団法人 まつかわ観光まちづくりセンターが立ち上がりました。

設立して1年を経過したころ、新型コロナウイルスの感染症が世界中に広まり、国で進めるインバウンドの旅行受け入れも中止せざるを得ない状況となり、学校の休校、旅行やイベントは中止となり、人の動きが制限される時代となりました。

一方で、当町の遊休農地は拡大傾向にあり、今までの果樹農家への農地の集約や、新たな担い手への農地の賃貸借や売買等では太刀打ちできない状況にあると感じていました。松川町農業委員会では小さな単位での農地を守る仕組みが必要と考え、地域ごとの人農地プランの策定を実施しました。地域内での話し合いを行うことで、その地域の農地をどうしていきたいかを個々に意見を出し、検討、まとめていくことで実質化されたプランが策定されました。令和4年現在、3つのプランが策定されましたが、担い手の受け入れをしながら、地域で農地を守りたいといった意見がまとめられました。令和5年度には一般社団法人グリーンみらい・まつかわが設立され、遊休農地の解消、次の世代へ農地をつなぐための組織としてスタートしました。

また、法人立ち上げの支援なども行い、農地所有的確法人も9つまで増え、農地の集約化を行ってきていますが、遊休農地は増える一方で、1人1人の住民の皆さんが農地及び農業に関心を持っていただくため、身土不二の考えのもと1人1坪農園の推進が行われてきました。ふれあいガーデンでの農産物の栽培や、遊休農地の活用による景観作物の栽培、有機栽培による家庭菜園の拡張により直売所への販売が広がらないかと野菜作りの講習会などを計画したのが平成24年。直売所へ

の農産物の出荷を行うようになり、面積の大きい、専業農家だけでなく年金プラスの農業収入を実践する家庭や、勤めながらプラス農業での生業を実践する方がいる一方で、農業から撤退する方も多くいらっしゃるようになりました。

令和2年からは、県の元気づくり支援金を活用し、有機農業のノウハウを学ぶ実証圃場での研修会を実施し、より生産性の高い有機農業を推進し、令和4年には国のみどりの食料システム戦略の有機農業産地づくり支援金を活用し、環境に配慮した農業の推進を模索しています。当町における農業の中心は果樹であり、ゆうきの里づくりは一部の有機農業者だけでなく、果樹栽培農家による持続可能な農業を模索する際にも検討いただく内容かと考えます。

学校給食への食材提供が始まり、地産地消、食育に関する関心が深まっています。町民が健康で安心できる生活の礎を築くため、安全・安心で永続的に発展する農業を確立するとともに、町民が健康で安心できる生活の礎を築くため、その実現に向けた方針を示すものです。

以下4つの基本目標を設定しています。

1. 活力ある持続可能な農業の推進
2. 環境に配慮した農業の推進
3. 景観を大切にした農業の推進

これらの基本目標達成に向け、体系的に「現状と課題」「具体的な取り組み」を示し、松川町の農業、農村のための施策を総合的に推進することを目的として本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

令和2年4月に制定された、第5次松川町総合計画【改定版】（令和2年度～令和5年度）において、基本計画で示された5.活力ある産業が息づくまちづくり、施策大綱1 持続可能な農業の推進について、具体的な農業振興に向けた方向性を明らかにします。

また、同じく基本計画の中で、3.ともに支えあい健康に暮らすまちづくり、施策大綱2 食育の推進では、地域と共に進める食育として、学校給食で使う主要品目の野菜の利用目標を掲げており、松川町における環境にやさしい農業による松川町の農産物の産地づくりについても具体的な方向性を明らかにします。

第5次 松川町総合計画【改定版】令和2年度～令和5年度

上位計画

松川町農業基本計画

令和5年度（2023）～令和14年度（2032）

基本計画10年間・実施計画5年間

整合



長野県有機農業推進計画

長野県食と農業農村推進計画

※ 国のみどりの食料システム戦略の策定を受け、環境保全型農業の取り組み拡大を図るため策定。

1. 活力ある持続可能な農業の推進	
3. 環境に配慮した農業の推進	
4. 景観を大切にした農業の推進	

第3節 計画期間

基本計画は令和 6 年度(2024 年度)を初年度とし、令和 15 年度(2033 年度)を最終目標年度とします。
実施計画は令和 6 年度（2024 年度）を初年度とし、令和 10 年度（2028 年度）を最終目標年度とします。

第4節 農業の概要

松川町は、長野県南部の下伊那郡の最北、伊那谷のほぼ中央に位置し、東西約 21km、南北約 6km で、総面積 72.79 km²。そのうち農地面積が 1321ha で、総面積の 18%、林野面積が 4,680ha で 64%を占める中山間地域です。

町の中央を天竜川が北から南へ流れ、川の東西に段丘が形成され、東側には工業団地と水田地帯が、傾斜地では、水稻、畜産、小梅の栽培などが行われている。西側は、水田地帯から住宅地、商店街、工業団地が開け、梨、りんごなどの果樹栽培が盛んです。水はけが良く、昼夜の寒暖差もあることから、果樹や野菜、花き類の栽培に適し、色づきの良い農作物の生産に適しています。

果樹面積は 604ha で、耕地面積の約 60%に当たります。水稻の面積は 232ha で約 23%、そのほか、野菜や花き類の面積は 176ha で約 17%に当たります。

有機農産物の生産する田畑については、令和 3 年度で 7.4ha となっており、耕地面積の 0.7%に当たります。

○ 主な農作物の生産状況 2020 年農業センサスによる

	経営体 件	作付面積 ha	生産量 t	産出額（推計）千万円
果樹	553	373	5,767	329
稲	267	110		20
野菜類	71			12
花き類・花木	40	37		
その他、雑穀・いも・等	25			1
乳用牛	1			3

令和 2 年度実績

主要品目の内訳	栽培面積 ha	生産量 t
りんご	269	4,223
なし	76	1,330
もも	10	108
ぶどう	13	88
さくらんぼ	3	8
プルーン等	2	10
有機米・有機野菜	1.6 ・ 3	7 ・ 30

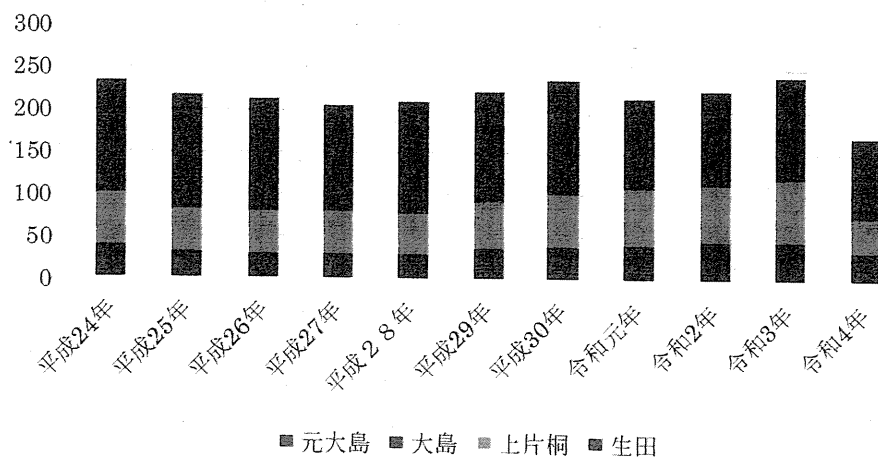
松川町農業史年表

時代		果樹	水稲	畑作
江戸			福与倉平井完成	
			福与河原の新田開発・堤防の普請	
		立石柿(串柿)の生産	部奈用水完成(弘化4年[1847]) 各地の井で度々水争い が起きる	
		生田で長峰桃や中山りんごなどの果樹 が栽培される	各地で堤がつくられる	
明治	4(1871)			生田で製糸業がはじまる
	6(1873)			上片桐で製糸業がはじまる
	22(1889)		上片桐堤ヶ原・関屋原の 開田開発のため前沢川 揚水の整備	
	25(1892)	大島で早生赤梨が植栽される		長野県で一般農事の改良とともに養蚕 が推奨される
	33(1890)			生田で雑穀類の収穫量が最盛期を迎える
	35(1902)			養蚕業が隆盛に向かう
大正	3(1914)			上片桐の組合製糸のはじめである共 明館が設立される
	4(1915)	大島で鈴木源三郎・平沢兼四郎・矢沢菊 太らが果樹栽培を始める		
	5(1916)	大島でりんごの植栽がはじまる		
	6(1917)			大島で養蚕組合が設立される
	8(1919)			上片桐において養蚕戸数・収繭量とも に最高となり養蚕黄金時代を迎える
	9(1920)			生糸の価格が大暴落
	15(1925)	大島で二十世紀梨の栽培がはじまる		
昭和	3(1928)	上片桐でも果樹栽培がはじまる		
	4(1929)	大島の二十世紀梨初出荷		
	6(1931)	大島果樹生産組合がはじめて東京神田 市場に二十世紀梨を出荷		
	8(1933)	東京帝国農会で「伊那梨」の試食会開催		
	13(1938)	上片桐としてはじめて二十世紀梨を東京 へ出荷		

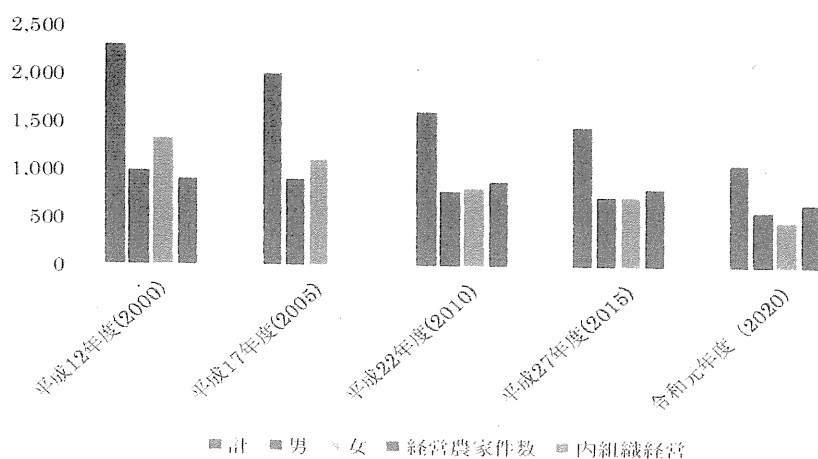
	東京の二幸・三越デパートで大島の二十世紀梨の試食会開催		
14(1939)			経済不況に対する更生計画の事業として立案された大島池の平堤が竣工
16(1941)	作付統制により大島果実出荷組合が果樹新植中止を申し合わせ		
18(1943)	戦争の影響により果樹園が衰退		
19(1944)			大島農業会の設立に伴い蚕の共同飼育の開始・稚蚕専用桑園の設置
21(1946)	果実の統制が解かれ自由販売が可能に		大島西山の修練道場で開墾の鍬入れ式
23(1948)			生田福与・中山で稚蚕飼育所が設立
25(1950)			上片桐で稚蚕共同飼育所が設立
			県農業会の要請により各地で煙草栽培が導入される
27(1952)			上片桐で稚蚕共同桑園を設置
29(1954)	上片桐で共同選果を実施し全村一銘柄の「上片桐共選」が上下伊那郡に先駆けて誕生		
30(1955)		竜西一貫水路が完成	
31(1956)	大島村と上片桐が合併し松川町が発足		
32(1957)			生田でこんにゃく栽培が最盛期を迎える
34(1959)	生田村を編入合併し新制松川町が発足		
36(1961)	選果場の機械化が盛んになる		
38(1962)	生田で品種改良された「竜峡小梅」が種苗名登録され、栽培が盛んになる	構造改善事業による圃場整備がはじまる	生田地区の基幹作物として養蚕の近代化が進む
45(1970)		減反政策の導入で水田面積・生産量が減少	減反政策により商品化野菜の栽培が増加(きゅうり・メロン・トマト・ピーマンなど)
			ハウス栽培の発展(野菜・花卉など)
			生田で減反に伴う転換作物としてりんどうの栽培が盛んとなる
46(1971)	りんごのわい化栽培が導入される		
49(1974)	上片桐7か所の選果場が統合し、上片桐梨選果場が完成		
50(1975)	市田柿の生産が盛んになる		養蚕農家の減少が進む
	中央自動車道松川インター開設に伴い観光農園化が進む		
53(1978)	上大島に東洋一を誇る梨の統一選果場が完成		
56(1981)		生田部奈宮の前地籍圃	

			場整備竣工	
	57(1982)		生田福与倉平地籍圃場 整備竣工	
	58(1983)		上片桐大栢宮の久保地 籍圃場整備竣工	
	59(1984)		上片桐町谷有平地籍圃 場整備竣工	
	63(1988)	二十世紀梨のアメリカ輸出がはじまる		
平成	1(1989)		上片桐農協に籾乾燥調 整施設(ライスセンター) が完成	
	2(1990)	梨生産者数をりんご生産者数が上回る		
	9(1997)			町内の養蚕農家がすべて廃業(生田)
	14(2002)		前河原水田地帯の基盤 整備が完了	
	17(2005)	農林業センサスでの農業就業人口が 2000 人を下回る		
	27(2015)	果樹栽培百周年記念		
	元(2019)			
	2(2020)	農林業センサスの実施	有機栽培研修会の開始 学校給食へ提供	有機栽培研修会の開始 学校給食へ提供
	3(2021)			
	4(2022)			
	5(2023)			
	6(2024)			
令和				

松川町遊休農地面積の推移



松川町就農人口



令和5年度現在 松川町耕作面積 単位 ha					
農地面積	耕作面積 (令和元年度農林水産関係市町村統計作物統計調査により)				遊休農地
1,321 (台帳)	1,010	田	畑	内樹園地	202
		232	780	604	(農地パトロール)

①農業就業人口

単位: 人

年度(センサス)	計	男	女	経営農家件数	内組織経営
平成12年度(2000)	2,300	984	1,316	899	6
平成17年度(2005)	1,995	897	1,098	-	-
平成22年度(2010)	1,605	785	820	892	6
平成27年度(2015)	1,459	732	727	810	9
令和元年度(2020)	1,066	578	488	668	9

副業的経営体数 335 戸

(経営農家のうち半数が副業的経営体数となっている)

第1節 将来像

松川町の農産物のブランドを推進し、松川町の食と農をデザインする

第2節 基本目標

1. 活力ある持続可能な農業の推進

将来の松川町の農業を担う農業経営者の意向や、その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者、農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための話し合いを支援し、地域計画を策定し、意欲ある担い手に（集落営農・後継者・新規就農者）対し支援強化を図り、その育成確保に努めます。

持続可能な農業を目指し、100年の歴史ある「くだものの里」、これからの100年を紡いでいく「ゆうきの里」として、安定的に農業が行えるよう圃場整備を行うとともに、農作物を獣害から守るための獣害防護柵の設置し、農業生産基盤の整備を図り、適地適作、新品種の推進や農地の集団化による生産性の向上を推進することにより、基幹品目の安定・生産拡大対策を図ります。

施策 ① 農業生産基盤の整備 ② 生産性の向上、収益性の向上 ③ 新規就農者の受け入れ
④ 集落営農による活性化

2. 環境に配慮した農業の推進

安全で美味しい農産物を安定的に供給していくことが農業生産の基本であり、自然環境と調和した農業の振興とともに、安全・安心な農産物の供給に努めます。

令和5年3月に宣言した、オーガニックビレッジ宣言では、環境保全型農業の取組、持続可能な農業での町の活力・魅力のUP、ゆうきの里としての成長とともに、子どもたちの健やかな成長を目指しますとしており、様々な取り組みを実施する中で、生産者及び消費者の意見をもとに環境に配慮した循環型農業の推進に努めます。

施策 ① 環境保全型農業の推進 ② 農村環境機能の保全 ③ 地産地消の拡大と食育の推進

3. 景観を大切にした農業の推進

町花として認定されている梨の花。これは松川町の農業、作物を活用し、地域独自の風景の美しさを象徴して認定されています。先人の努力により整備されたため池や水路、田んぼや、石垣、大正から昭和にかけての果樹栽培の隆盛により、果樹園の美しさが松川町の風景となりました。景観を大切にした農業を継続していくことで松川町の持続可能な農業と環境保護を両立させ、地域に暮らす住民と他地域との交流を生み出す宝となります。自然環境や歴史的な風景を保護し、景観の美しさを維持・向上させることを目指し、取り組みに努めます。

① 農地有効利用の推進 ② 森林、農地の持つ機能の保全
③ 都市交流と国際交流・国際協力

本計画の実現にあたり、農業者、農業関係団体、県や関係団体と適切な連携を図ります

第3節 体系図

将来像	3つの基本目標	基本的な施策
川 松	1.活力ある持続可能な農業の推進	① 農業生産基盤の整備
		② 生産性の向上、収益性の向上
		③ 新規就農者の受け入れ
		④ 集落営農による活性化
	2. 環境に配慮した農業の推進	① 環境保全型農業の推進
		② 地産地消の拡大と食育の推進
	3.景観を大切にした農業の推進	①農村環境機能の保全
		②森林の持つ機能の保全
		③都市交流と国際交流・国際協力

第3章 実施計画

1. 活力ある持続可能な農業の推進

将来の松川町の農業を担う農業経営者の意向や、その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者、農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための話し合いを支援し、地域計画を策定し、意欲ある担い手に（集落営農・後継者・新規就農者）対し支援強化を図り、その育成確保に努めます。

持続可能な農業を目指し、100年の歴史ある「くだものの里」、これからの100年を紡いでいく「ゆうきの里」として、安定的に農業が行えるよう圃場整備を行うとともに、農作物を獣害から守るための獣害防護柵の設置し、農業生産基盤の整備を図り、適地適作、新品種の推進や農地の集団化による生産性の向上を推進することにより、基幹品目の安定・生産拡大対策を図ります。

令和5年度現状 農地面積 1320ha 農振農用地 942ha 遊休農地 202ha

(2020センサス) 実経営体数 641件 営農面積 583ha

経営体数 果樹農家 67.5% 内 70%の農家が年間販売額 300万円以下

作付け面積 果樹栽培 71%

(りんご 46、梨 13、柿 5、もも 2・ぶどう 2、さくらんぼ 1、その他 2)

水稻 19% 花き 8% 野菜 2%

施策① 農業生産基盤の整備	
農業用施設整備	
現状と課題	具体的な取組
有害鳥獣対策	
現状と課題	具体的な取組

施策② 生産性の向上、収益性の向上	
果樹	
現状と課題	具体的な取組
水稻・野菜	
現状と課題	具体的な取組
花き	
現状と課題	具体的な取組
畜産	
現状と課題	具体的な取組

施策③ 新規就農者の受け入れ	
果樹研修制度	
現状と課題	具体的な取組
半農半X	
現状と課題	具体的な取組

施策④ 集落営農による活性化	
地域計画による地域の取組	
現状と課題	具体的な取組
集落営農組織への支援	
現状と課題	具体的な取組

2. 環境に配慮した農業の推進

安全で美味しい農産物を安定的に供給していくことが農業生産の基本であり、自然環境と調和した農業の振興とともに、安全・安心な農産物の供給に努めます。

令和5年3月に宣言した、オーガニックビレッジ宣言では、環境保全型農業の取組、持続可能な農業での町の活力・魅力のUP、ゆうきの里としての成長とともに、子どもたちの健やかな成長を目指しますとしており、様々な取り組みを実施する中で、生産者及び消費者の意見をもとに環境に配慮した循環型農業の推進に努めます。

施策① 環境保全型農業の推進	
認証制度の推進	
現状と課題	具体的な取組
有機農業の推進	

施策② 地産地消の拡大と食育の推進	
学校給食への食材提供	
現状と課題	具体的な取組

3. 景観を大切にしたい農業の推進

町花として認定されている梨の花。これは松川町の農業、作物を活用し、地域独自の風景の美しさを象徴して認定されています。先人の努力により整備されたため池や水路、田んぼや、石垣、大正から昭和にかけての果樹栽培の隆盛により、果樹園の美しさが松川町の風景となりました。景観を大切にしたい農業を継続していくことで松川町の持続可能な農業と環境保護を両立させ、地域に暮らす住民と他地域との交流を生み出す宝となります。自然環境や歴史的な風景を保護し、景観の美しさを維持・向上させることを目指し、取り組みに努めます。

施策① 農村環境機能の保全	
現状と課題	具体的な取組

施策② 森林、農地の持つ機能の保全	
現状と課題	具体的な取組

施策③ 都市交流と国際交流・国際協力	
現状と課題	具体的な取組

一般社団法人グリーンみらい・まつかわ

令和 5 年度（R5.10.17～R6.2.29）取組について

1. 会社概要

一般社団法人グリーンみらい・まつかわ 令和 5 年 10 月 17 日設立
令和 5 年 11 月 24 日
オープニングセレモニー実施

2. 事業活動の概要

- I ①法人管理農地 16 a（城・りんご）
②法人緑肥栽培農地 0 a
③法人作業受託 53 a（8 圃場）
④特殊農業機械作業 同上
⑤ルール作り
- II 農村 RMO（農村型地域運営組織）に取り組む意向の地域支援
・最適土地利用総合対策事業の支援
大沢地区（大沢南部・北部）での取り組み支援

【概況】

農業従事者数が減少、遊休農地が増加する中、令和 3 年 12 月から農業振興会議において協議を 8 回行い、令和 5 年 9 月 30 日には設立総会を行い、10 月 17 日に一般社団法人グリーンみらい・まつかわが設立され、令和 6 年 2 月末までの 4 か月間、第 1 期の活動を実施しました。

ルール作りから始める年で、事業報告、決算報告とも大きな動きはありませんが、令和 6 年 4 月 30 日には、各種申告も行いました。収入総額 318,830 円、支出総額 142,209 円、当期剰余金は 176,621 円となりました。

【第 3 号議案】

令和 6 年度（R6.3.1～R7.2.28）事業計画書

令和 10 年度末までの目標 遊休農地解消 50ha

1. 「令和 6 年度に実施する業務」

- I 松川町における農地の有効活用実践
II 松川町における集落組織の活性化

2. 事業活動の内容

I 1 法人管理農地 2 ha (20 ヶ所)

グリーンみらい・まつかわ名義で貸借

継続 16 a (城りんご)

新規 17 a. 8 a (下垣外もも・梨予定) 18 a (大沢南部・なし)

予定 1.4 ha

2 法人緑肥栽培農地 10 a (1 カ所) (果樹類伐根済み農地の肥沃化)

大沢地区で検討

3 法人作業受託 1 ha (10 ヶ所) (作業受託。ルールづくり、草刈り)

4 特殊農業機械作業 30 回 (ソルゴー等緑肥粉碎・田植え&除草)

環境に配慮した栽培また、慣行から有機への移行を希望される農家からの作業受託及び機械の貸出を実施

II 農村 RMO (農村型地域運営組織) に取り組む意向の地域支援

最適土地利用総合対策事業

1 大沢地区 (大沢南部・北部) での取り組み支援

2 部奈地区 (部奈区) での取り組み支援

☆ 農機具の管理状況

	台数	補助事業等	所有者
乗用モア	1	集落支援	松川町
トラクター (フレールモア付き)	1	有機農業産地	松川町
田植え機 (除草機付き)	1	みどり・集落	松川町
たい肥散布機	1	化学肥料低減	ゆうきの里
無煙炭化器 ふた付き 150 cm	1	最適土地利用 (大沢)	松川町
背負い式・肩掛け式草刈り機	2・2	最適土地利用 (大沢)	松川町
チェーンソー&防護服	2・2	最適土地利用 (大沢)	松川町
バッテリー式ハンディーソー	4	最適土地利用 (大沢)	松川町
ラジコン草刈り機	1	最適土地利用 (大沢)	松川町

最適土地利用総合対策での導入 (大沢地区のみで利用可能)

地域活動支援金

目的

地域における課題解決やそれぞれの地域の活力を向上するため、地域の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行うとして、グリーンみらい・まつかわが集落営農組織に対して支援を行うことを目的とする。

支援金

農作業受託等で得た収入の範囲内 (機械使用料の一部) を交付。

※詳細については今年度の取組の様子で、検討していく予定です。

～優良な農地を次世代の担い手に繋ぐ～

グリーンみらい・まつかわ では、
農作業支援に取り組みます。

令和5年10月17日、
松川町の残すべき農地を次世代の
就農者に繋いでいくため、
農地維持管理を行う一般社団法人
を設立しました。

機械作業受託・申込受付中

受託できる作業内容は以下のとおり

2024.4 発行

作業内容	参考価格	条件
草刈り作業（乗用モア）	5,000 円／10 a（1 時間）	体調不良等で作業が間に合わない 場合などご相談ください。
緑肥粉碎作業（フレールモア）	10,000 円／10 a（2 時間）	有機農業産地づくり支援金 にて導入した農機具です。 環境に配慮した農法による 取り組みを応援します。除 草剤や、土壌消毒などはお 控えください。
耕起作業（トラクター）	10,000 円／10 a（2 時間）	
たい肥散布作業（散布機）	7,000 円／1t（45 分）	化学肥料低減定着対策事 業・たい肥等国内資源利用 体制の強化支援事業で導 入した農機具です。国内資 源のみを原料とするたい 肥や、肥料の散布のみに利 用できます。
たい肥散布機レンタル	10,000 円/1 日 （前日午後借受、翌日午前返却） 法人運搬・清掃の場合、別途料金が必 要となります。	

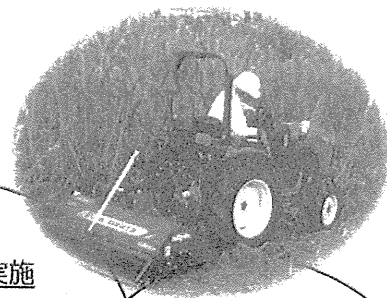
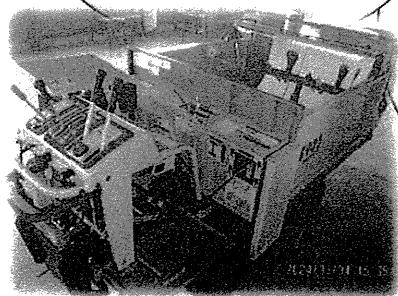
※お申込みいただいてから、日程調整し、現地確認してから見積書を作成させていただきます。たい肥散布機以外の農機具の貸出は行いません。

① 申込書の作成
指定の申込用紙に
ご記入ください。

② 見積書の提示
現地確認して参考
価格を基本に作成
します。

③ 作業の実施
作業時には依頼者
（本人または家
族）の方の立会い
をお願いします。

④ お支払い
作業終了後、請求
に応じてお支払い
をお願いします。



399-3304 長野県下伊那郡松川町大島 2065-1（農村観光交流センターみらい内）

一般社団法人 グリーンみらい・まつかわ

連絡先： 080-2576-9496（直通） 担当 吉川 ・ 新井

（Tel 0265-34-7066・FAX 0265-48-5233：交流センターみらい）

令和6年度 of 取組 有機農業産地づくり支援金 3年目 (最終年度)

課題 & 検討

農業基本計画の策定
認証制度
循環型バイオマス施設
流通加工
ライスセンター

① 消費者向け(講演会・食育の推進)

- ・認証制度のテスト的な取組
- ・健康集会とのコラボ
- ・映画「食を考へ農地を守るフォーラム開催(R7.1)」の上映
- ・映画「夢見る給食・いただきます」の上映
- ・味覚(飯田産業センター)
- ・栄養素調査(メディカル成果物研究所)の実施
- ・マルシェへの出展(町内、若武者マルシェ・都市部等)
- ・京都亀岡市・兵庫県丹波篠山市・兵庫県豊岡市

② 生産者向け(ゆき給食とどけ隊、実証圃場での研修会実施)

- ・水稲実証圃場研修会 8回
- ・野菜の実証圃場研修会 9回
- 圃場+座学+マニュアル作成
- 講師:公財)自然農法国際研究開発センター
- ・導入した機械の貸し出し(モデル地区対象)
- ・新規参入者向け体験会(講師:指導講習会を受けた2名)

③ 土づくり(育土)について

土壌診断によるこれからの農業について)

- ・SOFIX農業推進機構での微生物、炭素量が

見える土壌診断。

実証圃場(野菜)9か所。田んぼ3か所。

果樹園では、りんごを3圃場、その他の果物で5圃場

④ 生き物調査の実施

(環境による生物多様性の状況を知る)

- ・小学生による環境調査
- (田んぼのいきもの調査)

松川町ゆうきの里を育てよう農産物認証制度（案）

令和 6 年 6 月

1. 目的

松川町では環境保全型農業を推進し、持続可能な農業、暮らしを守るため、令和 5 年 3 月、オーガニックビレッジ宣言を行いました。環境に配慮した栽培方法で栽培した農産物を学校給食へ届けています。食の安全や環境に関心が高まる中、生産者が一定の栽培方法に基づいて生産物を認証することにより、信頼の確保、ブランド化を図り、地球温暖化対策や低炭素社会の実現などを視野に入れた、環境と調和のとれた農業を推進することを目的とします。

2. 定義

(1) 「松川町ゆうきの里を育てよう農産物」とは

農地の状態と、生産管理による栽培方法により、適正な土づくりを行った圃場において、生産された農産物をいいます。

(2) 「認証」とは

「松川町ゆうきの里を育てよう農産物認証基準（以下「認証基準」という）に適合した農産物を松川町長が認証することをいいます。

3. 認証基準について

(1) 対象とする作目・品目等

品目を選ばない

(2) 認証区分

	色？1	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
農地検査	土壌消毒 除草剤	1年以上使用しない	2年以上使用しない	3年以上使用しない	4年以上使用しない	5年以上使用しない
	色？2	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
生産 管理検査	化学肥料	30%削減	50%削減	80%削減	使用しない	継続
	色？3 農薬	☆ 30%削減	☆☆ 50%削減	☆☆☆ 80%削減	☆☆☆☆ 使用しない	☆☆☆☆☆ 継続
	色？4	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
土壌	育土	炭の投入	たい肥の投入	植物性有機資材の投入	緑肥の活用	継続
	色？5	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
土壌診断	微生物量の診断	2億個以上	4.5億個以上	6億個以上	10億個以上	16億個以上

(3) 生産管理等の基準

- ・長野県の地域慣行施肥量及び地区農薬使用回数を 100 として、削減数をカウント。
- ・育土を進めるうえで、「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」及び、「松川町の有機栽培のすすめ」により土づくりを総合的に実施。

4. 認証申請

- (1) 原則として、松川町内に住所を有し、松川町内の圃場を所有または借り入れている者。
- (2) 申請は品目単位・圃場ごとで行うものとします。
- (3) 松川町ゆうきの里を育てよう農産物の認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という）は、松川町ゆうきの里を育てよう農産物認証申請書（以下「申請書」という）に松川町ゆうきの里を育てよう農産物栽培履歴（以下、「栽培履歴」という）を添えて、町長に申請する必要があります。
- (4) 認証を受けた際にどのように利用するかも明示していただきます。
- (5) 申請書は収穫 1 か月前にご提出ください。

5. 認証

認証申請書の内容が認証基準を満たすと認められた時は、松川町ゆうきの里を育てよう農産物として（以下「認証農産物」という）として認証するとともに、次に掲げる事項について、条件を付して認証票の使用を許可します。

- (1) 認証票の使用期間は、認証された日から認証された農産物の販売予定期間まで。
- (2) 認証された農産物の販売または出荷の数量は、申請した範囲内とする。
- (3) 申請した表示方法で行うこと。

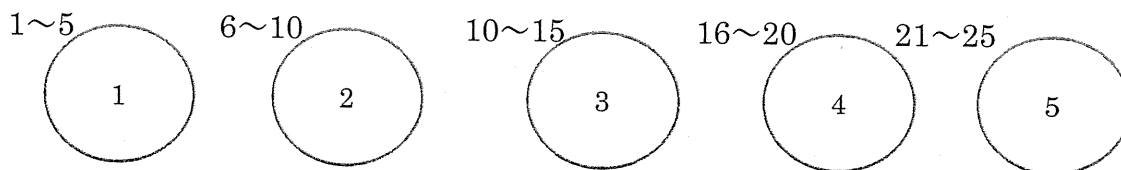
6. 認証の公表

認証農産物の内容（認証農産物の生産者名および生産団体名、品目名、認証区分、認証番号等）については、町のホームページにおいて公表します。

7. 認証番号及び認証票の様式

- (1) 記号・認証番号 6（年号）・申請番号
- (2) 認証票の様式・・・ 5つの内容を入れて全部星をつける？

星の数 1～25 で格付け？



8. 認証の表示

- (1) 認証票は、認証を受けた農産物へ添付するか、容器包装類への添付または印刷によるものとします。
- (2) 農産物への表示の他、販売のための広告、ポスター、ポップ等へ掲示、HPでの掲示も可能です。

9. 審査

審査は、一般社団法人グリーンみらい・まつかわが行います。

- (1) 書類審査・・・栽培履歴の内容を確認、審査します。
- (2) 現地確認調査・・・収穫前（できるだけ直前）に、審査機関が抽出し実施します。
 - ① 申請書を提出後、栽培記録にとどめる必要がある内容をまとめておいてください。
 - ② 現地確認の結果、認証が認められない場合があります。

10. 認証の取り消し等

次のいずれかに該当すると認める場合は、認証の取り消しを行います。

- (1) 認証票が不正に使用された場合
- (2) そのた町長が特に認定取り消しが適当と認めた場合

11. 認証を受けた者の遵守事項

- (1) 認証農産物生産者は、「認証農産物」の適正な生産、販売若しくは出荷及び品質管理に努めるとともに、次の事項を遵守してください。
 - ① 生産、販売、出荷、品質管理、土づくりの状況、農薬、肥料・土壌改良資材の購入使用状況、並びに認証票の使用・保管等の事項について記録し、これらの記録を生産年から起算して3年間 保管すること。
 - ② 認証票は適正な使用及び管理を行うこと。
 - ③ 現地確認調査の実施に際して、協力すること。
 - ④ 生産過程等に関する情報を消費者及び流通業者等に積極的に提供する等の方法により、相互の 理解と信頼の向上に努めること。
- (2) 「認証農産物」の流通・販売過程において、消費者等との間で認証に係る問題が発生した場合、認証の取消し及び認証票の使用の一時中止又は改善指導の実施により損失が生じた場合は、認証を受けた者がその責を負うものとします。

12. その他

- (1) 「認証農産物」を生産、流通及び販売する者は、認証票と誤認される恐れ

ある表示を行っては いけません。

(2) 流通業者又は販売業者等が、認証農産物を取り扱うにあたり、新たに農産物等に認証票を貼付又は印刷など行う場合は、次の事項にご留意ください。

①流通業者又は販売業者等が、認証農産物を取り扱うにあたり、新たに農産物等に認証票を貼付又は印刷など行う場合は、印刷物のデザインについて、町長に許可を得るものとする。

②町長は、申請内容が適正であると認める場合は、使用を認めるものとする。

③町長は、必要と認めるときは認証票の使用状況を確認することができるものとする

(3) 以下の事項に該当する認証農産物生産者からの認証申請は受理できなくなりますのでご注意下さい。

① 認証票の不正使用や現地確認調査に応じなかった場合又は事実上偽りが認められたことにより、 認証登録を取り消された者及び団体（認証農産物生産者）。

松川町ゆうきの里を育てよう農産物認証 申請書

町長

申請者
住所

氏名

連絡先
電話番号

FAX 番号

Email アドレス

ホームページ URL

松川町ゆうきの里を育てよう農産物認証要綱第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

添付書類 松川町ゆうきの里を育てよう農産物栽培記録（様式 ）

(様式)

松川町ゆうきの里を育てよう農産物栽培記録

1. 申請者

住所

申請

Tel番号

2. 農産物の栽培記録

認証を受けようとする品目	
認証を受けようとする圃場	
栽培面積	
栽培期間	
収穫期間 (予定)	
現地調査希望時期 (収穫開始直前)	

3. 土づくりの概要

(1) 直近の土壌診断実施年月 年 月

診断結果に基づく土づくりの方針	
-----------------	--

(2) 過去5年間及び今年度の土づくりの経過

今年度	
昨年	
一昨年	
3年前	
4年前	
5年前	

(2) 今年度使用した、土壌改良剤等 (緑肥含む) その他資材の施用実績

種類・名称	施用量	成分名および成分量	備考

4. 肥料の施用実績

	30%削減	50%削減	80%削減	不使用	不使用継続
化学肥料					

種類・名称	施用量	成分名および成分量	備考

5. 農薬の施用実績

	30%削減	50%削減	80%削減	不使用	不使用継続
農薬					

種類・名称	施用量	成分名および成分量	備考

6. 土壌診断（総細菌数）

検査実施日	総細菌数

7. 認証ラベル使用内容

	利用媒体・部数
ラベルシール	
印刷	

認証の可否

認証日

認証番号

松川町 健康を考える集会他各種取組を一堂に会して事業開催計画（案）

食を考え農地を守るフォーラム

松川町・ゆうきの里を育てよう連絡協議会

松川町では、令和2年より、環境に配慮した農作物の栽培方法を学び、お米や野菜を作る中、学校給食に食材を提供しています。

長野県の元気づくり支援金や、国のみどりの食料システム戦略の有機農業産地づくり支援金を活用し様々な取り組みを行っています。

実証圃場での研修会も5年が経過する令和6年度に、今までの取組の振り返りと、継続して取り組みを行っていき、子どもたちや、ここに暮らす皆さんが元気に生活でき、景観や暮らしを守るための取組としたい。

松川町での取り組み

- ・健康を考える集会 40年を超える活動 保健福祉課で事務局 町民の皆さんが主催
- ・風土食を考える会 女性団体が集まり郷土食を次の世代に伝える活動を実施
- ・松川町農業委員会 食を考え農地を守る講演会

開催日時 令和7年1月18日～19日

内 容 各団体の取組発表（パネル展示等でもよいかも）

（健康を考える集会参加団体・風土食を考える会参加団体

・ゆうき給食とどけ隊・ゆうき給食つくり隊・その他??）

1/18（土） **映画上映会**

「いただきます～みそを作るこどもたち～」 「夢見る給食」

オオタ監督トークショー

アドバイザー 吉田太郎さん

1/19（日） **講演会**

こどもの心と健康を守る会 国光美佳さん

大地といのちの会 吉田俊道さん

昼食会：風土食を考える会の取組により、有機の食材や発酵食品、ミネラルたっぷりの昼食をみんなで囲んで。

パネルディスカッション

（司会）こどもと農がつながる給食だんだん 代表本田恵久さん

パネリスト 講師・映画監督・アドバイザー

健康を考える会

風土食・農業委員会・とどけ隊・つくり隊

タイムスケジュールは検討中。

(案)

令和6年度 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 会計予算書

収入総額 112,000 円
支出総額 112,000 円
差引残額 0 円

収入の部

(単位: 円)				
科 目	本年度予算額(A)	昨年度予算額(B)	比較増減額(A-B)	備 考
繰越金	77,889		77,889	
負担金	34,111		34,111	(一社)グリーンみらい・まつかわより
補助金	0	719,000	△719,000	
融資	0	797,729	△797,729	
雑収入	0	0	0	
合 計	112,000	1,516,729	△1,404,729	

支出の部

科 目	本年度予算額(A)	昨年度予算額(B)	比較増減額(A-B)	備 考
返済	16,082	0	16,082	
保険料	94,640	0	94,640	¥47,320-/年×2(R5、R6分)
事務費	1,278	550	728	
機械購入費	0	1,438,290	△1,438,290	
予備費	0	0	0	
合 計	112,000	1,438,840	△1,326,840	

※ 科目間の流用を認める。

上記のとおり提案いたします。

令和 6 年 7 月 5 日

松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 会計

会長 北沢 秀公

全国オーガニック給食協議会

令和6年度視察研修会開催要項（南信州・上伊那へのご案内）

R6. 6. 20

協議会主催の研修会であり、協議会メンバーにて案内されていますが、松川町周辺地域の皆さまへのご案内として、第2部からの研修会にご参加いただけます。全国から、オーガニック給食に関心のある方々がお集まりいただけますので、ぜひこの地域の皆様にもお集まりいただけたらと思います。

主 催	全国オーガニック給食協議会	協 力	松川町 0265-34-7066（申込先）
日 時	令和6年7月12日（金）		

受付開始 13:00 松川町町民体育館（松川町元大島 3592-2）

研修会 13:30～15:15 圃場視察 15:30～16:30

意見交換会（会食）－信州まつかわ温泉清流苑 17:30-19:00

次 第	第2部 開会
-----	--------

開催地あいさつ 北沢秀公 松川町長（5分）

報告①「環境保全型農業を推進し、遊休農地を解消しよう」

松川町産業観光課農業振興係 係長 宮島 公香（20分）

報告②「有機給食の導入から食育へ」

松川中央小学校 栄養士（町栄養教諭） 木下 めぐ美（20分）

報告③「持続可能性には大事だけど、無農薬、無肥料は無理じゃない？
そんな疑念を持つ方へ」

フリーランスライター（NPO 法人日本有機農業研究会 理事・
松川町アドバイザー） 吉田 太郎（20分）

意見交換・質疑応答（40分）

第3部 農場見学「子どもたちと一緒に学ぶ、生態系をいかす農業をしたい！」

松川町ゆうき給食とどけ隊－久保田純治郎氏（お米）・牛久保二三男氏（野菜）

参加対象	全国オーガニック給食協議会会員（第2部から一般の方の参加も可能です。）
------	-------------------------------------

参加費	第1部～3部－無料、意見交換会－7千円（税込）/人※ <u>当日キャンセル不可</u>
-----	---

定 員	第2部-3部－会場 40名、（南信州・上伊那地域の皆さん 40名）計 80名
-----	--

交 通	お車でお越しください。畑への視察は、乗り合わせでお願いします。
-----	---------------------------------

研修会場：松川町町民体育館トレーニングルーム（松川町元大島 3592-2）

意見交換会会場、信州まつかわ温泉「清流苑」です。お車での移動をお願いします。

申 込	7月5日（金）までに松川町交流センターみらい
-----	------------------------

（0265-34-7066）までお申し込みください。

意見交換会（会食）の会費7千円は、当日、意見交換会会場にてお願いします。

宿泊希望	宿泊希望者は、「信州まつかわ温泉清流苑」（0265-36-2000）
------	------------------------------------

参加者自身で手配してください。

松川町農業振興会議設置要綱

(設置)

第1条 松川町の農業の中長期的な農業振興施策を審議するため、松川町農業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 振興会議は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 松川町が実施する農業振興施策に関すること。
- (2) 松川町が実施する農業の担い手対策、遊休農地対策、人・農地プランに関すること。
- (3) 松川町営農支援センター（以下「支援センター」という。）の運営に関すること。
- (4) 支援センターが行う各種事業の充実及び利用促進に関すること。
- (5) 支援センターに係る調査、研究及び企画、立案
- (6) 支援センターの目的達成のため必要な事項
- (7) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 振興会議の委員は、町長が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 松川町農業委員会の代表
 - (2) みなみ信州農業協同組合の代表
 - (3) 農業関係団体の代表
 - (4) 県農業法人及び経営士協会代表
 - (5) くだもの観光協会代表
 - (6) 女性農業者の代表
 - (7) その他、必要に応じ、町長が必要と認めた者
- 2 事務局は、次の各号に掲げる組織の職員を充てる。

- (1) 長野県農業農村支援センター
- (2) 松川町産業観光課
- (3) 松川町建設水道課
- (4) みなみ信州農業協同組合松川支所営農課

(役員)

第4条 振興会議に、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議を総理し、その議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、松川町産業観光課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。